

株式会社 昭和測器 御中

※ 受付番号

MF-01(9)

申込者  
会社名

印

所在地 〒

担当者 所属

氏名

印

連絡先 TEL

FAX

校正証明書宛名(校正証明書に記載されます。上記の申込者会社名と同じ場合は記入不要です。)

所在地

会社名

下記のとおり校正を申し込みます。

I. 校正方法および誤差評価

校正手法の区分「力計」 種類「力計(JIS B 7728による方法)」 誤差評価「JIS B 7728に基づく」

II. 力計もしくは力変換器(校正に弊社の指示装置を使用する場合は JIS B 7728 5. 原則 の項を確認して下さい)

型名(力変換器)

型名(指示装置)

製造番号

製造番号

容量、定格出力 mV/V

分解能

数量

数量

製造者名

製造者名

III. 外観(キズもしくは打痕がある場合、予め記入して下さい。)

(力変換器)

(指示装置)

IV. 附属品(有る場合は詳細に記入して下さい。)

V. 校正内容(口をチェックして下さい。弊社の都合で校正内容について御相談をする場合があります。)

- 1. 校正範囲/上限
  - 5 kN     10 kN     20 kN     50 kN     100 kN
  - 200 kN     500 kN     1000 kN     2000 kN     3000 kN
  - 5000 kN     その他(\_\_\_\_\_ kN)
- 2. 試験力の方向
  - 圧縮     引張
- 3. 校正ポイント
  - 8 箇所     9 箇所     10 箇所     その他(\_\_\_\_\_ 箇所)
  - 試験力の指定(\_\_\_\_\_ kN)
- 4. 前回の等級
  - 0.5     1     2     不明または無し
- 5. 温度感度係数
  - 成績表添付     その他(\_\_\_\_\_)

【弊社の校正方法は校正力の増加及び減少の校正となります。校正結果は、増加及び減少する力の測定に適用できますが、力の減少方向でご使用になる際の相対拡張不確かさは、ヒステリシスに起因する不確かさを加える必要があります。】

VI. 納期

年 月 日

※ 契約内容の確認及び変更事項記入欄

※ 担当印

※ 承認印

## 校正を申込みされるお客様へ

次の注意事項についてご検討の上、ご了承いただければ、お申込み下さい。

1. 申込みについて  
当社指定の「校正申込書(JCSS)」に必要事項を記入し、ご担当者の記名押印のうえ、郵送または FAX にてお申込み下さい。
2. 申込みの取消等  
以下の事項に該当する場合、お申込みを取り消すことがあります。
  - ①当社において対応することが技術的に困難な場合。
  - ②その他お申込みについて当社が不適切と判断した場合。
3. 申込み内容の変更  
申込書提出後、お客様においてその内容の変更を希望される場合は、その旨を文書にてご提出下さい。この場合、料金、終了予定日等が変更となる場合があります。  
また、校正等の変更、追加等が必要と判断した場合には改めて協議させていただきます。
4. 申込みの取り下げ  
申込みを取り下げる場合は、その旨を文書にてご提出下さい。  
料金につきましては、それまでの実費を請求させていただきます。
5. 校正等に関する確認事項  
校正方法は次のとおりです。
  - ①校正手方の区分「力計」
  - ②種類「力計(JIS B 7728)」また、弊社の校正方法は校正力の増加及び減少の校正となります。校正結果は増加及び減少する力の測定に適用できますが、力の減少方向でご使用になる際の相対拡張不確かさは、ヒステリシスに起因する不確かさを加える必要があります。
6. 証明書  
校正証明書はカラーコピー及び一部のみを複製して利用することはできません。
7. 免責事項
  - ①天災その他不可抗力により校正業務の履行及び証明書等の発行ができなくなった場合、当社はその責を負わないものとします。
  - ②供試品等の輸送中に生じた損害については、当社はその責を負わないものとします。  
尚、保険をかける場合の保険料はお客様のご負担となります。
8. 異議・苦情申し立て  
校正等結果に関する異議または校正等業務に関する苦情は、文書により当社にお申し出下さい。当社において異議または苦情の内容を調査または審議し、当社が必要であると判断した場合には、お客様に対して文書で回答させていただきます。
9. 機密保持  
当社は、校正業務を行う上で知り得たお客様の業務上の情報を、他に漏らさないことをお約束いたします。但し、以下の場合には当社の判断で第三者へ開示することがございます。
  - ①当社が ISO/IEC 17025 等の審査を受ける際に認定機関に対し申込書等を審査資料として開示する場合。
  - ②法令または官公署の命令、要請等があった場合。
10. 個人情報の取り扱い  
お客様の個人情報は校正などの業務に係るご連絡、調整ならびに当社が実施しております他の業務のご案内、市場調査及び各種情報の提供に限り利用させていただきます。
11. 公平性の確約  
当社、ラボラトリマネジメントは客観性があり公明正大な活動を実行する事をお約束いたします。
12. その他  
上記に記載のない事項あるいは協議が生じた事項については、お客様と当社で協議の上、解決にあたるものいたします。

※ 受付番号

MF-01(9)

申込者  
会社名

所在地 〒

担当者 所属

氏名

連絡先 TEL

FAX

校正証明書宛名

所在地

会社名

I. 校正方法および誤差評価

校正手法の区分「力計」 種類「力計(JIS B 7728による方法)」 誤差評価「JIS B 7728に基づく」

II. 力計もしくは力変換器(校正に弊社の指示装置を使用する場合は JIS B 7728 5. 原則 の項を確認して下さい)

型名(力変換器)

型名(指示装置)

製造番号

製造番号

容量、定格出力 , mV/V

分解能

数量

数量

製造者名

製造者名

III. 外観

(力変換器)

(指示装置)

IV. 附属品

V. 校正内容

- 1. 校正範囲/上限
  - 5 kN     10 kN     20 kN     50 kN     100 kN
  - 200 kN     500 kN     1000 kN     2000 kN     3000 kN
  - 5000 kN     その他(\_\_\_\_\_ kN)
- 2. 試験力の方向
  - 圧縮     引張
- 3. 校正ポイント
  - 8 箇所     9 箇所     10 箇所     その他(\_\_\_\_\_ 箇所)
  - 試験力の指定(\_\_\_\_\_ kN)
- 4. 前回の等級
  - 0.5     1     2     不明または無し
- 5. 温度感度係数
  - 成績表添付     その他(\_\_\_\_\_)

【 弊社の校正方法は校正力の増加及び減少の校正となります。校正結果は、増加及び減少する力の測定に適用できますが、力の減少方向でご使用になる際の相対拡張不確かさは、ヒステリシスに起因する不確かさを加える必要があります。】

VI. 納期

年 月 日

※ 契約内容の確認及び変更事項記入欄

印加電圧、結線とケーブル長さ

※ 受付番号

MF-01(9)

申込者  
会社名

御中

所在地 〒

担当者 所属

氏名

様

連絡先

株式会社 昭和測器

工場(校正室) 東京都足立区保木間5-24-27 TEL 03-3858-3241 FAX 03-3859-1240

本社 東京都足立区西保木間1-17-16 TEL 03-3850-5431 FAX 03-3850-5436

下記のとおりご案内申し上げます。

I. 校正方法および誤差評価

校正手法の区分「力計」 種類「力計(JIS B 7728による方法)」 誤差評価「JIS B 7728に基づく」

II. 力計もしくは力変換器(校正に弊社の指示装置を使用する場合は JIS B 7728 5. 原則 の項を確認して下さい)

型名(力変換器) \_\_\_\_\_ 型名(指示装置) \_\_\_\_\_

製造番号 \_\_\_\_\_ 製造番号 \_\_\_\_\_

容量, 定格出力 \_\_\_\_\_ mV/V \_\_\_\_\_ 分解能 \_\_\_\_\_

数量 \_\_\_\_\_ 数量 \_\_\_\_\_

製造者名 \_\_\_\_\_ 製造者名 \_\_\_\_\_

III. 外観

(力変換器) \_\_\_\_\_ (指示装置) \_\_\_\_\_

IV. 附属品

V. 校正内容

- 1. 校正範囲/上限  5 kN  10 kN  20 kN  50 kN  100 kN  
 200 kN  500 kN  1000 kN  2000 kN  3000 kN  
 5000 kN  その他( \_\_\_\_\_ kN)
- 2. 試験力の方向  圧縮  引張
- 3. 校正ポイント  8 箇所  9 箇所  10 箇所  その他( \_\_\_\_\_ 箇所)  
 試験力の指定( \_\_\_\_\_ kN)
- 4. 前回の等級  0.5  1  2  不明または無し
- 5. 温度感度係数  成績表添付  その他( \_\_\_\_\_ )

【 弊社の校正方法は校正力の増加及び減少の校正となります。校正結果は、増加及び減少する力の測定に適用できますが、力の減少方向でご使用になる際の相対拡張不確かさは、ヒステリシスに起因する不確かさを加える必要があります。 】

VI. 納期

年 月 日

※ 契約内容の確認及び変更事項記入欄

※ 受付印

※ 預り印